

鳥取県公報

昭和二十六年十二月二十一日
 第二千二百七十二号
 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五洲

告示

鳥取県告示第五百五十七号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）第七條の規定により次の通り造林計画を定めた。

昭和二十六年十二月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

主要目次

- 告示 造林計画の設定
- 肥料生産業者の登録の失効
- 児童福祉施設の認可
- 府県道の路線名変更
- 昭和三十二年十一月県告示第四百九十四号
- 訂正

番号	伐採跡地等の所在	地目	地価	植栽樹種	植栽完了期限	他の目的に使用される場合の調整事項		備考
						住所	権利関係者	
1	気高郡末恒村大字内海 字東前田七三六	山林	一、五二二	黒松	昭和三十三年八月末日	気高郡末恒村大字内海六二	松本 武雄	植栽面積 二反歩
2	〃〃小円道六九五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一反歩
3	〃〃二、二五四ノ二	保安林	〃	〃	〃	〃	〃	二反歩

00570

3	〃〃〃二七二ノ二	〃	1	〃	〃	〃	七町歩
4	〃〃〃一本杉一六九ノ一	〃	1	〃	〃	〃	四町歩
5	〃〃〃一六九ノ二	〃	1	〃	〃	〃	三町歩

◇鳥取縣告示第五百五十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四條第二号の規定により次の肥料生産業の登録は失効した。

昭和二十六年十二月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最小量%	住所氏名
------	-------	-------------	------

鳥取県第一〇	四、五% 菜種油粕粉末	四、五、二、〇、一、〇	米子市車尾二五五 内田製油株式会社 代表者 内田 克己
鳥取県第一一	五、〇% わたみ油粕粉末	五、〇、二、〇、一、〇	田 克己

◇鳥取縣告示第五百五十九号

兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年十二月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

00571

施設種別	経営主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	大篠津村	大篠津保育所	本池 忠雄	西伯郡大篠津村一九〇番地	四五名	昭和二十六年十一月一日

◇鳥取縣告示第五百六十号

府県道の路線名を次のように変更する。

昭和二十六年十二月二十一日

鳥取県知事 西尾愛治

旧 路 線 名	新 路 線 名
府県道阿毘絲西比田線	府県道磯波尻横田線

正 誤

昭和二十六年十一月二日鳥取県告示第四百九十四号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁 番号	誤	正
二四 111	鳥根県松江市白濁本町	松江銀行
二四 112	揭根県松江市白濁本町	松江銀行
		八頭郡智頭町大字智頭五四六
		八頭郡智頭町大字智頭五四六
		米原 穰

